

## 2026 年度サイクリスト誘客促進事業 業務委託基本仕様書

### 1 名称

2026 年度サイクリスト誘客促進事業

### 2 事業目的

東三河地域※では、豊かな自然を活かし、市町村、観光関係団体と一体となってオールシーズン、オールエリアでスポーツが楽しめる地域として「東三河スポーツツーリズム」を推進している。

また、2026 年 9 月に開催されるアジア競技大会では、自転車競技（ロードレース）が新城市内を発着とするコースとして予定されており、国内外のサイクリストから東三河地域に注目が集まる絶好の機会となる。

そこで、サイクリング愛好家を主なターゲットとして、東三河地域への国内外からの来訪及び周遊を促すため、サイクリストに訴求力の高いインフルエンサー等を活用したイベント及び情報発信を実施する。

※東三河地域…5 市 2 町 1 村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

### 3 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

### 4 業務内容

「2 事業目的」を踏まえ、以下の内容の事業を企画・実施する。

#### (1) フォトサイクリングイベントの実施

##### ①概要

東三河地域の魅力的な撮影スポットを自転車で巡るフォトサイクリングイベントを開催する。

##### ②実施内容

- ア. フォトサイクリングイベントは 2027 年 2 月末までに 2 回以上実施すること。
- イ. インフルエンサーやフォトグラファーなどのガイドが同行し、東三河地域とともに走行しながら撮影スポットを案内するとともに、写真撮影のコツやテクニックに関するガイドを行うなど、集客力を高める工夫を行うこと。
- ウ. 走行ルートについては、東三河地域の魅力を十分に体感・発信できるよう受託者の提案に基づき、県と協議の上決定する。なお、ルート途中に輸行を含むなど、フォトサイクリングに適した多彩な要素を含むことも可能とする。
- エ. イベント開催後におけるサイクリング愛好家の来訪促進に向け、ガイドや参加者がイベントで撮影した写真等を自身の SNS 等で発信することを促すための工夫・仕掛けを行うこと。

- オ. 受託者においてイベント保険（保険金額（1名あたり）の目安は、傷害死亡・後遺障害 300 万円、傷害入院保険金日額 2,000 円、傷害通院保険金日額 1,000 円とする）に加入すること。ただし、イベントの実施形態により、イベント保険への加入が難しい場合は、それに代わるものとして参加者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を求めること。
- カ. 参加者数については、安全性を担保可能な人数とし、愛知県と調整の上決定すること。また、安全性を担保するためのスタッフ数を委託事業者にて確保・手配すること。
- キ. 参加者に対して事業効果を図るためのアンケートを、愛知県と調整の上実施すること。
- ク. メディアなどを活用した効果的な広報活動を実施し、イベントの開催を周知すること。
- ケ. 他団体等が実施している既存イベント等との連携によるものも可とする。ただし、他団体等との調整は受託者の方で行うこと。

### ③事業実施に係る事務

- ア. フォトサイクリングイベントの企画・実施に係ること
- イ. フォトサイクリングイベントに係る会計処理業務
- ウ. その他運営に必要な事項

## (2) 自転車ロードレース観戦ガイドセミナーの実施

### ①概要

アジア競技大会に向けた機運醸成及び当該大会を契機としたサイクリストの誘客促進を図るため、自転車ロードレース観戦ガイドセミナーを実施する。

### ②実施内容

- ア. 自転車ロードレース観戦ガイドセミナーとして、アジア競技大会の開催前までに、自転車ロードレースの基礎知識等を学べる座学講座を1回以上、アジア競技大会における自転車ロードレースの開催コースの現地見学を2回以上実施すること。
- イ. 座学講座・現地見学ともに、講師としてサイクリング業界での知名度が高く、自転車ロードレースに高い見識を有するものを1名以上手配すること。
- ウ. 座学講座について、実施にあたり適切な会場・機材を手配すること。
- エ. 現地見学について、参加者の移動形式は問わないが、参加者が各自の自転車に移動する場合には、受託者においてイベント保険（保険金額（1名あたり）の目安は、傷害死亡・後遺障害 300 万円、傷害入院保険金日額 2,000 円、傷害通院保険金日額 1,000 円とする）に加入すること。ただし、イベントの実施形態により、イベント保険への加入が難しい場合は、それに代わるものとして参加者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を求めること。

- オ. 実地見学の参加者数については、安全性を担保可能な人数とし、愛知県と調整の上決定すること。また、安全性を担保するためのスタッフ数を委託事業者にて確保・手配すること。
- カ. メディアなどを活用した効果的な広報活動を実施し、セミナーの開催を周知すること。
- キ. 他団体等が実施している既存イベント等との連携によるものも可とする。ただし、他団体等との調整は受託者の方で行うこと。

### ③事業実施に係る事務

- ア. ガイドセミナーの企画・実施に係ること
- イ. ガイドセミナーに係る会計処理業務
- ウ. その他運営に必要な事項

## (3) サイクリスト向けPR映像の作成

### ①概要

アジア競技大会の開催により、国内外のサイクリストの注目が東三河に集まることを好機とし、国内外からの誘客促進に向けたPR動画を作成すること。

### ②実施内容

- ア. サイクリスト向けPR動画を2027年2月末までに、4本以上（うち、国内サイクリスト向け2本以上、海外サイクリスト向け2本以上）作成すること。
- イ. 動画の長さは1本あたり1～3分程度を目安とすること。
- ウ. 動画制作にあたっては、国内外のサイクリストの走行実態やニーズ等を踏まえた形でターゲット像を明確にするなど、具体的かつ効果的に動画による来訪意欲を高めることができる内容とすること。
- エ. 動画の撮影・放映に伴う関係者への調整及び許諾を得ること。
- オ. 動画ファイルの形式は、汎用性の高い形式とすること。

### ③事業実施に係る事務

- ア. PR映像の企画・実施に係ること
  - ・取材先及び関係団体等との調整
  - ・スタッフ及び機材の確保、ロケハン等
  - ・撮影日の調整やタイムスケジュールの管理等
- イ. PR映像に係る会計処理業務等の事務対応
- ウ. その他PR映像の作成に必要な事項

## 5 成果物

### ○実施報告書

- ・事業実績、事業効果及び課題等をまとめた報告書（任意様式）：紙媒体1部
- ・電子データ：1式

#### ○4 (3) 関係

- ・作成したPR映像のデータ：1式
- ・PR映像の作成に際し撮影したデータ：1式

○その他、県が指示したもの

※電子データについては、CDやDVD、HDD等の記録媒体で納品すること。

### 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 事業の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 作業の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 他団体等との連携を行う際の調整は受託者で行うこと。
- (8) 景品を用いる場合は、景品調達に係る一切の費用を契約金額に含めないこと。
- (9) 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (10) 事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (11) 本事業で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項またはやむを得ない事業により契約内容の変更を行う必要が生じた場合の変更事項については、県と協議のうえ決定するものとする。